

議案第46号

取手市表彰条例の一部を改正する条例について

取手市表彰条例（昭和46年条例第24号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月2日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の趣旨を踏まえ、自治功労表彰者に対する待遇の停止に関する規定の改正等、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市表彰条例の一部を改正する条例

取手市表彰条例（昭和46年条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(待遇の停止)</p> <p>第11条 自治功労表彰者が次の各号の一に該当したときは、その間前条の待遇を停止する。</p> <p><u>(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p>	<p>(待遇の停止)</p> <p>第11条 自治功労表彰者が次の各号の一に該当したときは、その間前条の待遇を停止する。</p> <p><u>(1) 成年被後見人及び被保佐人</u></p> <p><u>(2) 破産者にして復権を得ない者</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。